

沖縄県消費生活条例の一部を改正する条例

沖縄県消費生活条例（平成17年沖縄県条例第67号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 環境の保全への配慮（第34条—第36条）」を「第6章 環境の保全へ
第7章 消費生活セン
の配慮（第34条—第36条）
に、「第7章 沖縄県消費生活
ターの組織及び運営等に関する基準（第37条—第41条）」

審議会（第37条）」を「第8章 沖縄県消費生活審議会（第42条）」に、「第8章 雑則
（第38条—第40条）」を「第9章 雑則（第43条—第45条）」に改める。

第40条を第45条とし、第39条を第44条とし、第38条を第43条とする。

第8章を第9章とする。

第7章中第37条を第42条とする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 消費生活センターの組織及び運営等に関する基準

（名称及び住所等の公告）

第37条 知事は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、消費生活センターの名称及び住所並びに法第10条の3第2項に規定する消費生活相談の事務を行う日及び時間を県公報により公告するものとする。これらを変更したときも、同様とする。

（職員等の配置）

第38条 消費生活センターに、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センターの長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

2 消費生活センターに、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

（消費生活相談員の人材及び処遇の確保）

第39条 知事は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、その任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者

を再任することができることその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(研修の機会の確保)

第40条 知事は、消費生活センターにおいて法第8条第1項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(消費生活相談等に係る情報の適切な管理)

第41条 知事は、法第8条第1項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

消費者安全法の一部が改正されることに伴い、消費生活センターの組織及び運営に関する事項等を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。